

## 各論点に対する前回部会(R2.9.17)での委員意見

論点	委員意見
(1)届出実績のない届出施設を規定する必要性 (ア)プラスチック製品製造用混合施設 (イ)窯業・土石製品製造用薬品処理施設 (ウ)鉄鋼業用溶融めつき施設 (エ)届出事業場から排出される水の処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(ア)～(ウ)現在の製造プロセスではあり得ない施設であること、法対象施設の併設により単独で設置される施設でないことから、規定を置いておく意味がない施設であり、法と条例の関係性をよりシンプルにする意味で条例の規定を廃止してよい。</li> <li>・(エ)届出施設から外すと規制の網がかからなくなるので残すというのは、適切な考え方である。</li> </ul>
(2)色又は臭気を排水基準項目に規定する必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加でヒアリングを行い、方向性をまとめていただきたい。</li> </ul>
(3)事故時の措置の対象の妥当性	(特になし)
(4)条例における総量削減指導の規定の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府が独自に規定した条例による規制と国が制定した法による規制の重複を解消した方がよいという提案。</li> <li>・条例は非常に先進的であったが、その後国が総量規制の概念を加えた法を規定したため、条例の規定はなくてもいいと理解している。</li> <li>・二重に規定すると事業者は混乱するので整理した方がよい。</li> </ul>